

離婚届をされる方へ

離婚届をされる場合、つぎの事項にご留意ください。

1 届出時に持参していただくもの

- (1) 離婚届書 1通
- (2) 調停離婚のとき調停調書の謄本、審判離婚のとき審判書の謄本と確定証明書、判決離婚のとき判決書の謄本と確定証明書、和解離婚のとき和解調書の謄本、認諾離婚のとき認諾調書の謄本
- (3) 窓口に来られる方の本人確認書類

※ 裁判離婚の届出期間は裁判確定（成立・認諾）の日から10日以内

※ 外国籍の方は持参していただくものが異なります。事前に窓口までご相談ください。

2 受付時間

区役所・出張所の開庁時（月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時15分（※））の届出については、戸籍担当職員が審査し受理します。審査にはお時間をいただきます。

（※）確認作業等が必要となりますので、できるだけ午後5時までにお越しください。

閉庁時（休日・夜間等）にも届出することができますが、開庁時に戸籍担当職員が審査を行うため、訂正等があったときには、再度お越しいただくこともあります。

また、記載内容の事前確認を行っておりますので、遠慮なくご活用下さい。

3 住所変更のある方へ

離婚届とは別に、住所変更の届出が必要です。

- (1) 広島市内から広島市外に転出される方は、転出届後新住所地へ「転出証明書」又は「マイナンバーカード」をお持ち下さい。
- (2) 広島市内で住所変更される方は、新住所地の区役所・出張所に届出をしてください。

※ 転出届、住所変更届については、区役所・出張所閉庁時には受付を行っていませんので開庁時（月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時15分）に届出をしてください。

4 マイナンバーカードについて

住所・氏名が変更になる場合は、記載事項変更の届出が必要です。区役所・出張所の開庁時間（月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時15分）にお手続きください。

詳しくは、区役所市民課・出張所へお問い合わせください。

広島市